

## エアコン設置工事を行うには 電気工事業の登録が必要です！

エアコン設置工事における保安確保徹底のため、経済産業省原子力安全・保安院は、「エアコン設置工事における保安確保の徹底について」を平成20年12月3日に定め、電気工事業者及びエアコンを販売する大規模家電販売事業者等に対して、この内容を踏まえた適切なエアコン設置工事の作業に従事するよう求めています。

エアコンの設置工事には、

- ①エアコン室外機の設置
- ②室内機・室外機をつなぐ内外接続線の作業
- ③接地線の作業
- ④冷媒配管の接続
- ⑤ドレインホースの接続
- ⑥室内機の壁への固定



などがありますが、このうち②・③は電気工事業登録が必要な「電気工事」になります。※登録電気工事業者は、営業所ごとに、電気工事の作業を管理させるため、第一種電気工事士又は3年以上の実務経験を持つ第二種電気工事士を主任電気工事士として置かなければなりません。登録を受けずに電気工事業を営んだり、電気工事士以外の者が電気工事を行った場合は、罰則が適用されることがあります。

※家庭用電気機械器具（使用電圧200V未満）の販売に附随して行う工事を除く（電気工事士をおく必要はありません）

### ●電気工事士が直接行うべき作業

#### <室内機・室外機をつなぐ内外接続線の作業>

- ★ 600Vを超えて使用するエアコンの室内機及び室外機の接続端子に内外接続電線を差し込む（接続する）作業
- ★ 内外接続電線を直接壁などに固定する作業
- ★ 内外接続電線等が造営材を貫通する部分に、金属製の防護装置を取り付ける作業
- ★ 壁が厚いなど、作業後の電線の損傷状況が容易に確認できない場合における、防護装置の中に内外接続電線（ドレインホース等と一体化したものを含む）を通す作業

#### <接地線の作業>

- ★ 600Vを超えて使用するエアコンに接地線を接続する作業、接地線相互を接続（継ぎ足し）する作業、接地線を接地極に接続する作業、接地極を地面に埋設する作業
- ★ コンセントの増設、移設、取替え

## ●電気工事が作業管理すべき作業（※）

<室内機・室外機をつなぐ内外接続線の作業>

- ★ 600V以下で使用するエアコンの室内機及び室外機の接続端子に内外接続電線を差し込む（接続する）作業
- ★ 冷媒配管やドレインホースなどとともに内外接続電線を化粧テープ、絶縁ビニールテープを巻き付けて一体化した上で、これを壁などに固定する作業
- ★ 内外接続電線等が造営材を貫通する部分に、樹脂製（金属製以外）の防護装置を取り付ける作業
- ★ 作業後の電線の損傷状況が容易に確認できる場合における、防護装置の中に内外接続電線（ドレインホース等と一体化したものを含む）を通す作業

<接地線の作業>

- ★ 600V以下で使用するエアコンに接地線を接続する作業、接地線を接地端子（アースターミナル）に接続する作業

※電気工事が行う作業管理の具体例

- ①電気工事でない者が「電気工事が行うべき電気工事」に従事しないよう監視
- ②作業にあたっての技術基準の適合性等の遵守（電気関係法規の遵守）
- ③電気用品安全法第10条第1項の表示（PSEマーク）が無い電気用品を使用していないことの確認

### <電気工事業の登録は・・・>

営業所が県内のみの事業者は、県に申請してください。

（複数の県にまたがる場合は国になります。）

県のHPから申請書類がダウンロードできます。

(<http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-520/index.html>)

**ご不明の点は県新産業集積課(054-221-2512)までご連絡下さい。**

